

鶴岡市農業委員会第24回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和元年11月12日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 2階 205会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元也 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅蔵
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 齋藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 調整主任 日向 正人 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 齋藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	本日、欠席届はありません。遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第24回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、慣例により、議長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。2番 坂東 陽水 委員、3番 太田 裕徳 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>報告第3号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>質疑がないようですので報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>それでは各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。1番 小南美弥子 推進委員。</p>
1番 推進委員	<p>1番小南です。11月5日石塚職務代理、事務局佐藤さんと私の3人で現地調査してきました。鶴21から鶴27の豊田の畑は基盤整備の増分地をまとめたもので、ここにハウスを建てる予定だそうです。畑できれいに管理されているようでした。問題ないと思います。</p>
議 長	1番 五十嵐覚 委員。
4番委員	1番 五十嵐です。温1の案件につきましては、親子の関係です。しっかり管理されていますので何も問題はありません。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。6番 今野喜好 委員。
6番委員	6番今野です。山形デザインの案件ですが、今日この案件の番地だと思ふところを通ってきましたが、ハウスを建てるどころを耕作というか土木用機械で土盛りしていました。現地調査の時は作業していなかったですか。
議 長	1番 小南 推進委委員。
1番 推進委員	1番小南です。土盛りされているのはハウスの東方で、今の案件は西方です。
6番委員	6番今野です。わかりました。

議 長	他に質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	担当者より現地調査の報告をお願いします。7番 石塚治己 委員。
7番委員	7番石塚です。鶴12の案件ですが、この土地に関しましては隣がすでに転用されておりまして、■■■■さんが資材置き場として使用しているところです。その敷地内に食い込んだ一部を今回改めて転用してそこをまた資材置き場として使うことの案件です。すぐ隣も■■■■さんの土地でして周りに影響はないことを報告いたします。 鶴13の案件ですが砂利取りをして優良農地にして戻す事案であります。この土地に関しましては西側が畑、東側が田で使用されておりまして。この土地に関しましては長年保全管理の状態であったと見受けられ、現在草がやや伸びていますが、砂利採取後優良農地に戻すとなれば今よりさらに良い農地になることを考えますとこの案件はよろしいのではないかと見てきました。
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農用地利用集積計画(案)について》
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
事 務 局	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については、原案通り決しました。</p> <p>議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について》
議 長	<p>本案件についても各担当委員より現地調査の報告をお願いいたします。1 番 小南美弥子推進委員。</p>
1 番 推進委員	<p>1 番小南です。鶴 1 の■■■■さんの農地はきれいに管理されていて問題ないと思います。</p>
議 長	<p>温 1 の案件お願いします。1 番 五十嵐 覚 委員。</p>
1 番委員	<p>1 番五十嵐です。1 0 月 3 0 日に現地確認して来ました。農事組合法人かすみはこの農地を貸して今現在そばを栽培しております。すべてきれいに管理されていましてし環境もいいところでしたので問題ないようです。</p>
議 長	<p>これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
事 務 局	<p>全員賛成により、議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案通り決しました。</p> <p>以上をもちまして本日の審議を全て終了します。</p> <p>次に、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	<p>報告事項であります、何か質疑ありますか。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようでしたら報告事項ですので、これをもちまして第 2 4 回西部農地部会を閉会します。</p>
	閉 会 午後 1 : 5 5

議 長 _____ 鈴 木 裕 _____

議 事 録

署名委員 _____ 坂 東 陽 水 _____

議 事 録

署名委員 _____ 太 田 裕 徳 _____